

世界知的所有権機関（WIPO）等における最近の動向について

平成 26 年 9 月 10 日

文化庁 国際課

1. 最近の WIPO の動き

WIPO では、2014 年 1 月（昨期最後の国際小委員会）以降、著作権等常設委員会（SCCR）、遺伝資源等政府間委員会（IGC）がそれぞれ 2 回ずつ開催され、SCCR においては、放送機関の保護、及び権利の制限と例外についての議論が、IGC においては、伝統的知識（TK）、伝統的文化表現（TCEs）等の保護の在り方についての議論が、引き続きなされている。

2. SCCR について

（1）日程

第 27 回会合：平成 26 年 4 月 28 日（月）～5 月 2 日（金）

第 28 回会合：平成 26 年 6 月 30 日（月）～7 月 4 日（金）

（2）放送機関の保護について

（ア）これまでの経緯

1998 年 11 月以降、SCCR においては、デジタル化・ネットワーク化に対応した放送機関の権利の保護に関する新たなルール（放送条約）の策定が検討されているが、これまでは、各国法制の違い等に起因し、合意に至っていない。2007 年以降、同年一般総会で決定されたマンドート（シグナルベースアプローチによる、伝統的な意味での放送機関の保護）に基づき議論を継続しており、第 24 回会合において、シングルテキスト化された作業文書が作成されるに至っている（最新版テキストは資料 3-2 参照）。

我が国はこれまで、条約形式の提案や論点整理ペーパーを提出する等、積極的に対応してきたが、2013 年 12 月、各国の意見の懸隔点の一つであった“伝統的放送機関によるインターネット上の送信行為を条約の適用対象とするか否か”という点について妥協点を見出し、早期の外交会議開催を目指すため、これを条約上の任意の適用対象とする提案を提出した。本条約は、我が国、米国、EU 等の先進国のみならず、南ア、ケニアなど途上国も前向きな姿勢を示している。

現在の主な論点は、（i）伝統的放送機関が行うインターネット上の送信の保護の在り方、（ii）固定後の権利（複製権、再送信権、利用可能化権等）、（iii）放送前信号の保護の在り方、（iv）暗号解除等が挙げられる。

第 27 回、第 28 回会合では、適用の範囲（6 条：放送機関のどのような送信を保護するか）、及び保護の範囲（9 条：第三者によるどのような行為に対して放送機関に保護を与えるか）について概念的な議論が行われた。

（イ）議論の概要①：適用の範囲（6 条）について

これまでの議論の結果、伝統的放送、及び伝統的有線放送を保護の対象とすることについては、ほぼ合意に至っており、議論の焦点は、伝統的放送機関による各種のインターネット上の送信（※1）の扱いに当てられている。このうち、インターネットオリジナル番組の送信

を対象から除くことについては各国の間ではほぼ合意に達したが、他については引き続き議論することとされた（主要国・地域のスタンスは別紙 1 を参照）。その他、放送前信号については、米が、これに排他的権利を与えるべきであると主張する一方、EU、スイス、カナダ等は、現状、放送機関が権利を持っていない場合がある、イベント主催者が複数の放送機関にライセンスを与えることがある等、放送前信号は通常の放送と性質が異なるものであると指摘し、これに排他的権利を与えることに慎重な姿勢を示した。

- | |
|---|
| <p>(※1) 議論の対象となっているインターネット上の送信</p> <ul style="list-style-type: none">(i) 放送番組の同時ウェブキャスト（サイマルキャスト）(ii) 放送番組の異時ウェブキャスト(iii) 放送番組のオンデマンド送信(iv) インターネットオリジナル番組の送信 |
|---|

(ウ) 議論の概要②：保護の範囲（9条）について

議論の対象となった第三者による行為（※2）のうち、同時再送信、ほぼ同時の再送信の2種の行為（下記、(i)、(ii)）については、伝統的放送機関に権利を与えることについて、異見を示す国は見られなかった（但し、あくまで概念についてであり、具体的な規定ぶりについては今後要議論）。固定物を用いた再送信については、米が、固定物に関する権利を放送機関に与えることは、コンテンツの保護と重複するため好ましくないと主張する一方で、EUは、あらゆるタイプの再送信を保護の対象とすることが重要であるとし、再送信に関する権利は、ローマ条約で既に規定されている固定権、複製権に比べて、本条約に規定する優先順位が高いとした。我が国は、インターネットの世界においては、受信者への送信が起きた瞬間を把握することは難しいため、利用可能化権を放送機関に与えることはデジタル時代において非常に重要なことであると改めて主張した。なお、(i)～(iii)以外の権利（下記(iv)）については現時点では殆ど検討されていない。

- | |
|---|
| <p>(※2) 議論の対象となっている第三者による行為（議論上の便宜的整理）</p> <ul style="list-style-type: none">(i) 同時再送信（媒体問わず）(ii) ほぼ同時の再送信（媒体問わず）：やむを得ない一時固定を含む送信と考えられる(iii) 固定後の再送信（媒体問わず）：固定後の利用可能化権を含む(iv) (iii)以外の行為（固定権、複製権、頒布権、公衆への伝達権等） |
|---|

(3) 権利の制限と例外について

(ア) これまでの経緯

インターネット等の普及により、知識に容易にアクセスできる手段を得たにもかかわらず、国際的な著作権保護システムがその障壁となっているため、より利用を重視した制度への転換が必要となっていることから、パブリックドメインの確保等を実現するための制限と例外の措置を設定すべきとの要求が途上国からなされている。

2004年の議題化に続き、2005年の第13回会合において、中南米諸国による「権利制限と例外に関する提案」がなされて以降、実質的議論が開始された。途上国は、法的拘束力を持

つ国際規範の設定を目指すべきと主張する一方、先進国は、権利の制限と例外の導入の検討は、ベルヌ条約等において定められているスリーステップテストによって検証する方法が既に定着していることから、新たな国際規範は不要であり、むしろ、各国の国内事情を踏まえた柔軟な対応を可能とすることが不可欠であると主張している。

これまで SCCR において議論されてきたのは、(i) 視覚障害者等のための権利の制限と例外、(ii) 図書館とアーカイブのための権利の制限と例外、(iii) 教育機関、研究機関等のための権利の制限と例外、の三つの論点である。このうち、(i) 視覚障害者等のための権利の制限と例外については、2013年6月に「視覚障害者等の発行された著作物へのアクセスを促進するためのマラケシュ条約(仮称)」の採択に至るものの、他の論点については、途上国と先進国の対立構造が継続している。

(イ) 議論の概要

実質的な議論がなされたのは、図書館とアーカイブのための権利の制限と例外のみである。第27回会合では、既存の作業文書に基づき、11のトピック(※3)について各国の取組が紹介された。第28回会合では、米が、目的と原理(objectives and principles)に関する米提案(資料3-3参照)について議論すべきと主張し、我が方及びEUも支持したのに対して、ブラジル等途上国は、作業文書に記載されたトピックに関する議論を継続すべきと主張したところ、議長から、米提案に基づく総論に関する議論の後、特定のトピックに関する議論を行うという妥協案が提示され、これにしたがって議論が進められた。

ブラジル等途上国は、デジタル時代に対応した図書館とアーカイブのための権利制限と例外について、新たな国際的枠組みの必要性を主張する一方で、米、EU等先進国は既存の国際的義務が十分に機能しているとし、各国の法制度やプラクティスの紹介を続けるべきであるとした。また途上国は、作業文書中に複数の案が併記されているテキストの統合を提案したが、米、EU等が議論の前進につながるとしてこれに懸念を示した。

(※3) 図書館とアーカイブに関する権利の制限と例外：11のトピック

- (i) 保存(PRESERVATION)
- (ii) 複製権と保全のためのコピー (RIGHT OF REPRODUCTION AND SAFEGUARDING COPIES)
- (iii) 法定納付 (LEGAL DEPOSIT)
- (iv) 図書館貸出し (LIBRARY LENDING)
- (v) 並行輸入 (PARALLEL IMPORTATIONS)
- (vi) 国境を越えた使用 (CROSS-BORDER USES)
- (vii) 孤児著作物等 (ORPHAN WORKS, RETRACTED AND WITHDRAWN WORKS, AND WORKS OUT OF COMMERCE)
- (viii) 図書館とアーカイブの責任制限 (LIMITATIONS ON LIABILITY OF LIBRARIES AND ARCHIVES)
- (ix) 技術的保護手段 (TECHNOLOGICAL MEASURES OF PROTECTION)
- (x) 契約 (CONTRACTS)
- (xi) 翻訳権 (RIGHT TO TRANSLATE WORKS)

(3) その他（委員会の結論）

(ア) 第27回会合

各議題に関する議論内容をまとめた結論の策定過程において、図書館とアーカイブに関する議論が、テキストベースのものであったことを文言として残すことを強硬に主張するラ米諸国・アフリカ諸国等と、これを残すことが、議論の進展を意味するとして反対する先進国（特にEU）との懸隔が、長時間の議論にもかかわらず解消せず、議長の結論（chair's conclusion）のみが作成され、委員会の結論は策定されずに終了した。

(イ) 第28回会合

第27回会合と同様に委員会の結論の策定過程において、放送条約の議論を優先的に進めたい先進国（特に、EU諸国は、外交会議の早期開催に積極的）と、放送条約の議論と権利の制限と例外の議論をパッケージとして進めたい途上国との思惑が相違することに起因し、放送条約について、外交会議の開催時期を明示するか否か、図書館とアーカイブのための権利制限と例外の議論について、テキスト統合提案の存在を明示するか否か、といった点において妥協点が見いだせなかった結果、再び議長の結論のみが作成されることとなった。これに伴い、委員会から一般総会への勧告もなされずに本会合は終了した。

(4) 今後の予定

次回会合は、平成26年12月8日（月）～12日（金）で開催予定であるが、議題の時間配分等は決まっていない。来年以降の進め方については、平成26年9月22日（月）～30日（火）に開催されるWIPO一般総会にて決定される予定。

3. IGC について

(1) 日程

第27回会合：平成26年3月24日（月）～4月4日（金）

第28回会合：平成26年7月7日（月）～7月9日（水）

(2) これまでの経緯

WIPOの「知的財産と遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会（IGC）」は、遺伝資源（GR）、伝統的知識（TK）、及び伝統的文化表現（TCEs）の保護の在り方を、知的財産権の観点から専門的かつ包括的に議論することを目的に、2000年のWIPO一般総会において設置が決定されて以来、2年ごとにそのマンデートを更新しながら、議論が継続されている。現在は、GR/TK/TCEsの効果的な保護を確保するための「国際的な法的文書」（法的性質については未定）について合意することを目的にテキストベースの交渉を行うこと等のマンデートに基づき、各分野の具体的なテキストに基づく議論が行われているが、国際的な保護の枠組（条約）の創設を求める途上国と、それに慎重な先進国の意見の懸隔は依然大きいままである。

TK/TCEsの保護の在り方に関する議論の中で途上国側は、TK/TCEsや受益者の範囲ができるだけ広がるよう（例：受益者に国を含める等）、また、受益者には経済的権利を含む強い

権利が与えられるよう主張する一方で、先進国側は、TK/TCEs の効力をより限定的かつ明確な範囲とすべく、保護対象がパブリックドメインには及ばないこと、受益者はあくまで地域社会等に限定されるべきであること、排他的権利を設定するのではなく行政的措置等により対応すべきこと等を強く主張してきた。

(3) 議論の概要 (第 27 回会合) : TK/TCEs の分野横断的議論

TK/TCEs をテーマに、分野横断的な事項 (TK/TCEs の定義における「伝統的」の意味、受益者の範囲 (特に「国」の扱い)、保護の範囲 (権利の性質、一般に利用可能になっている TK/TCEs の扱い) 等) に関する議論に加え、各テキストの目的と原則、主要条項について議論が行われた。主要論点についての議論の概要は以下の通り (最新版 TCEs テキストは資料 3-4 参照)。

(ア) TK/TCEs の定義 (第 1 条)

これまでの議論を踏まえ、「伝統的」の定義は困難であるとの共通認識のもと、TK/TCEs の定義自体は包括的なものとする傍ら、受益者 (地域社会等) との結びつき (TK/TCEs は、少なくとも地域社会等によって創造 (create) され、維持 (maintain) され、伝承 (transmit) されるもの) を規定することを模索する方向となった。TK と TCEs の相違点については、TCEs は表現 (expression) であることに留意するべきであるとされた。

(イ) 受益者の範囲 (第 2 条)

国を受益者とすべきか否かという点について、インドネシアやアフリカ諸国 (複数の島嶼で構成されていたり、地域社会等の存在に関係無く国境線が策定された歴史を有していたりして、地域社会等を特定するのが困難な国々) が、これを受益者とすべきとする一方、先進国からは、国は、管理者 (custodian) となる可能性はありつつも、受益者となるべきではないとの主張がなされ、意見の懸隔は解消しなかった。

(ウ) 保護の範囲 (第 3 条)

秘匿性のレベル (秘密・神聖なもの、公知だが幅広くは知られていないもの、幅広く知られているもの等) に応じて保護内容を段階的に変える階層的アプローチ (tiered approach (別紙 2 参照)) が新たに提案されたところ、その方向性に対して明示的な反対意見は示されなかった。他方、用語の定義 (「秘密」、「神聖」とは何か等) や、具体的にどのような保護 (不正使用の防止、利益配分・補償、人格権等) を与えるかについては依然として各国に意見の懸隔があり、複数のオプション、ブラケットが乱立する結果となった。

(4) 議論の概要 (第 28 回会合) : GR/TK/TCEs の分野横断的議論

第27回会合に引き続き、階層的アプローチの議論に多くの時間が割かれた。特にそれぞれの階層をどのように区別するか、各階層に含まれるTK/TCEsがどのようなものか、といった点について具体例を交えて議論が行われたものの、秘密のTK/TCEsと神聖なTK/TCEsの性質の違いに応じてどのようなアプローチを採用すべきか、どのような状態であれば地域社会等にとってTK/TCEsが「closely held」(「secret」と「public available」の間)と言えるのか、「publicly available」と「widely diffused」をどのように扱うべきか、といった論点について、学術的な議

論や抽象的な議論が繰り返されるにとどまり、具体的な進展は得られなかった。

並行して、委員会から9月の一般総会に勧告する2015年の作業計画案に関して、非公式協議が行われたが、会合の日数、大使または高級事務レベルの会合の実施等について各国の意見の懸隔は解決せず、加えてアフリカグループが2015年中の外交会議開催を強く主張し、2015年の作業計画はこれを前提としたものでなければ受け入れられないとの立場を表明したことから（先進国側はこれに強く反対）、2015年の作業計画案について何ら合意は得られなかった。

（５）今後の予定

次回会合の日程等は現時点では不明。平成26年9月22日（月）～30日（火）に開催されるWIPO一般総会では、テキストの現状評価や、その結果を踏まえた外交会議開催の必要性、2015年の作業計画等について検討が行われる予定。

（了）

(参考) 送信の種類と主要国のスタンス

(注) ○：保護が必要、×：保護不要

	伝統的放送・ 伝統的有線放送	伝統的放送機関によるインターネット上の送信			
		放送番組の同時ウェブ キャストイング (※1) (サイマルキャスト イング) (同時・同内容)	放送番組の異時ウェブキ ャストイング (異時・同 内容)	放送番組のオンデマ ンド送信 (※2)	インターネットオリ ジナル番組の送信
日	○伝統的放送につ いては、義務的保 護対象とすべきこ とに異を唱える国 なし ○伝統的有線放送 については、伯等 が、国内法制にお いて放送と有線放 送とを区別してい る点との関係を精 査したいとした	○ (任意)	○ (任意)	要検討	×
米		○	要検討	要検討	×
EU		○	○	○	×
CACEEC (※3)		○	○	要検討	×
中		○	要検討	要検討	×
印		×	×	×	×
AG(※4)		○	○	要検討	×
伯		主に各行為のクラリファイを求めることに終始し、態度を明確にせず			

※1 ウェブキャストイング：送信機関が指定したスケジュール（番組編制）で行われるインターネット上の送信。視聴者が、番組の視聴のタイミングを選ぶことができないことにおいて放送と類似。

※2 オンデマンド送信：視聴者の要求に応じて行われる、送信機関によるインターネット上の送信。視聴者が、番組の視聴のタイミングを選ぶことができる。

※3 CACEEC：コーカサス・中央アジア・東ヨーロッパグループ

※4 AG：アフリカグループ

(参考) TK/TCEs の秘匿性による保護・措置の段階分け (概念図)

